

職場づくりを支援します!

# 多様な働き方推進事業費補助金のご案内

## 補助額

- 〇中小企業等が個別に事業実施する場合:補助対象経費の2分の1以内(上限:50万円)
- ○複数事業者が共同で事業実施する場合:補助対象経費の3分の2以内(上限:100万円)

# 補助対象事業例

- ◆企業説明会でアピールできる自社のセールスポイントが欲しい!!
- ⇒共用のサテライトオフィスや保育施設の設置、テレワーク勤務に必要な機器の導入費用など
- ◆多様な働き方を推進する就業規則や設備を整備したい!!
- ⇒中小企業診断士や社会保険労務士のコンサルティング費用、業務共有・効率化のためのIT設備費用など
- ◆自社の魅力(多様な働き方への取組)を発信し、人材確保につなげたい!!
- ⇒企業説明会への出展や求人媒体への掲載費用、HP整備費用など



# 多様な働き方推進事業費補助金

#### 1 趣旨

仕事と家庭の両立に向け、多様で柔軟な働き方の仕組みづくりを進めるとともに、人手不足が顕著な府内中小企業等の人材確保・定着の 促進を目的に、多様な働き方を推進する取組を対象に、その費用の一部を助成

#### 2 補助対象者

交付申請時点で、京都府内に事業所を有し、かつ、「職場づくり行動宣言」を行う中小企業等で、以下のいずれかに該当するもの (みなし大企業に該当しないもの及び国または地方公共団体から出資を受けていないものに限る)。

ア 区分に応じて①又は②を満たすもの

区分	①資本金の額又は出資の総額	②従業員数
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
- ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの ただし、上記イ及びウに該当するもののうち、会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)である場合は、上記アを満たしていること。
- エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、知事と協議の上、特に中央会が認めるもの

#### 3 補助対象事業

人材の確保・定着を促進するため、仕事と育児・介護等の両立支援等に向けた、自社のノウハウの蓄積や施設整備に資する事業 (補助対象期間:交付決定日~令和2年2月29日) ※期限までに、経費の支払も含め事業を完了することが必要です。

#### 4 補助対象経費

【次に掲げる経費】

- ●講師謝金·旅費 ●消耗品費 ●印刷製本費 ●教育研修費 ●広告宣伝費 ●出展費 ●求人媒体作成費 ●ホームページ作成費
- ●役務費 ●委託料 ●備品購入費 ●ハード整備等に係る経費 ●その他中央会が必要と認める経費

※従業員の賃金及び財産形成につながる経費、そのほか公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる内容を除く

### 提出書類

申請書は中央会のホームページからダウンロードできます。

多様な働き方推進事業費補助金 🔾

## 手続の流れ



京都府中小企業団体中央会 京都市下京区四条通室町東入ル函谷鉾町78番地 京都経済センター3階 TEL 075-708-3701 FAX 075-708-3725